

第2期（令和2～4年度調査）における課題

(1) 競争性の確保

○3度の入札不調の後、不落随意契約により受託事業者を決定。

(2) 確保されるべき質

○有識者等から、有効回答率の目標の設定自体が課題として指摘。
○有効回答率の目標（企業調査60%・事業所調査70%・個人調査60%）未達成。
○適正な集計（令和2年度調査において、2度の訂正が発生。）

課題に対する対応（改善案）

(1) 競争性の確保

① 仕様書の見直し（集計仕様の明確化）、作業負担の軽減等

- 調査票の集計仕様書を作成し、作業内容の明確化、正確性の確保を図る。【要項23頁・別紙21】
- 各業務工程における定期報告について、報告様式が複数に分かれて煩雑化していたため、「進捗確認表」に一元化し、業務報告の簡素化を行う。【要項9頁・別紙15】

② 入札参加要件の拡大等

- 初回調達の入札参加要件（等級）について、A等級のみから、A又はB等級に拡大し、より多くの事業者からの入札参加を促す。【要項31頁】
- 本調査の受託実績がある事業者のほか、省内の他の統計の受託実績がある事業者などにも幅広く声掛けを行う。
- 入札説明会について、参加希望があるものの予定の都合がつかない場合や、入札説明会での説明を踏まえて疑義が生じた場合等への対応のため、複数回実施する。【要項33頁】

③ スケジュールへの配慮

- 前回調達において、入札不参加事業者から「公告から入札締切日までの期間が短く、仕様内容等について事業所内で検討する時間が足りなかった。」と意見があったことを踏まえ、民間事業者が入札参加や業務実施について十分検討ができるよう、余裕を持ったスケジュールで対応する。

【主な変更点】能力開発基本調査における民間競争入札実施要項（案）

（2）確保されるべき質（回答率、適正な集計）

① 有効回答率の目標の見直し

- ・ 厚労省内有識者検討会や総務省入札監理小委員会でのご指摘（「目標が高すぎるのではないか」）
 - ・ 目標と実態との乖離（有効回答率の目標が、直近5年（H29～R3調査）で一度も達成されていない）
 - ・ 目標は少なくとも10年以上変わっていないが、環境・調査方法に変化があること
- を踏まえ、各調査の**有効回答率の目標を下記赤字のとおり、見直すこととしたい**。【要項29頁】

	従 前	見直し後	【参考】 令和3年度 調査の有効 回答率	【参考】 令和2年度 調査の有効 回答率	見直しの考え方
企業調査	60%	55%	51.7%	56.1%	○ 過去の調査において、一度も目標を達成していない状況。 ○ 直近の令和3年度調査や承認統計となった平成18年度調査以降の平均有効回答率が約50%となっており、今回の取組の改善によりおおむね5%の上乗せを期待するもの。
事業所調査	70%	55%	52.6%	50.6%	○ 令和元年度調査以前は、事業所調査のみ調査員の事業所訪問による調査票の回収を実施しており（調査員調査）、事業所調査の目標を高め設定することも合理的だった。 ○ しかし、令和2年度調査以降、事業所調査も企業調査・個人調査と同じく郵送による調査方法（郵送調査）となり、回答率の差も縮小。 → 事業所調査の目標を高く設定する理由がなくなっている。（企業調査と同様の目標を設定。）
個人調査	60%	45%	39.8%	25.2%	○ 過去も企業調査・事業所調査と比べて有効回答率が低く、10%以上の差が発生。 ※ 個人調査の回答依頼は、厚労省（受託事業者）から直接依頼するのではなく、事業所調査の対象事業所経由でなされるためと考えられる。

【主な変更点】能力開発基本調査における民間競争入札実施要項（案）

（2）確保されるべき質（回答率、適正な集計）

② 回収率の向上

○ オンライン調査の利用促進

従来、オンライン回答をするためのURLは 郵送のみで伝えていたが、
今後、企業・事業所担当者にメールでURLを送信することで、オンライン回答の利用を促進する。

※ 郵送調査に先立って、メールアドレスを収集し、調査開始時に登録メールアドレスにURLを配信したい。

【要項11頁・別紙5】

また、一定期間、未回答の調査対象者の登録メールアドレスに督促メールを配信する。【要項20頁】

○ 第2期に実施した方策の継続実施・拡充

・ 「本社一括対応」（継続実施）

一つの企業（本社）の傘下にある複数の事業所が事業所調査の対象となる場合、本社にまとめて事業所票を発送し、本社で一括して回答の管理や連絡調整を可能とすることにより、事務負担の軽減を図っている。

・ 「個人調査における督促」（継続実施・対象拡大）

事業所担当者に、個人調査の協力依頼メールを配信する。

※ 第2期では、事業所調査でオンライン回答された事業所担当者のみを対象としていたが、

第3期では、郵送で回答した事業所担当者と、

メールアドレス登録用サイトでメールアドレスを登録した事業所担当者も対象に追加。

【要項17,22頁・別紙19】

③ 統計表の集計誤りの再発防止

調査票の集計仕様書や調査票点検チェックリスト等を作成。

→ 統計表の作成業務において、調査票の集計仕様書を作成し、正確かつ適切に実施させる。（再掲）

→ 「調査票点検チェックリスト」の内容を拡充し、適切に調査票の内容検査を実施させる。【要項18頁・別紙16】

※チェックリストでは判別できない事案については、随時、当省へ照会することにより対応。

→ 各業務工程の進捗状況や実施方法等を、「工程検査チェックリスト」により管理する。【要項23頁・別紙20】